

《津南町》事業所省エネルギー設備導入促進支援事業

燃料費や電気料をはじめとする物価高騰を受ける町内事業所の省エネルギー機器の導入を行う事業者に対し、その整備に係る経費の一部を補助します。

☆補助対象経費☆

- ①空調機（エアコン等） エアコン入替の場合は10年以上使用していること
- ②照明器具 照明器具・電球の非LEDからLEDへの入替
- ③業務用冷蔵庫・業務用冷凍庫 どちらも10年以上使用している機器の入替

☆交付額☆

最大で30万円 ※対象経費に1/2の額が交付額です。千円未満の端数は切り捨て。例）エアコン入替20万円×1/2=10万円（交付額）

☆受付申請☆

令和7年5月19日(月)～9月29日(月)までが申請期限となります。申請総額が達し次第終了となりますので、申請を考えている方は早めに手続きを！！

※申請用紙等が欲しい方は事務局までご連絡ください。

新聞読者の紹介を

5月23日(金)まで拡大キャンペーン実施中です。目標達成に向け、知り合いの業者への声掛けをよろしくお願ひします。「相談は、民商へ」を合言葉に残り2週間の拡大期間を走り切りましょう！！

5月のPC記帳会

① 5月14日(水) 13:30～

② 5月19日(月) 13:30～

お気軽にご参加&

ご相談ください。



従業員の雇入れの手続きはお早めに

新たに従業員の雇入れを行う事業所は、早めに雇入れの手続きを行いましょう。手続きが遅くなると必要書類が増えたり、労災事故が生じた際に問題が出たりしますので、雇用がある際は必ず民商へご連絡ください。※雇入通知書に前職の会社名か雇用保険番号の記入を忘れることなく記入をお願いします。記入がないと本人の特定が出来ないため、手続きが行えません。被保険者証を提出してもらうなどの対応をしてください。どうしても分からない場合はマイナンバーを記入してください。

5月が民商の決算期末になりますので、月内集金にご協力を